

# 提 言

令和6年1月18日

埼玉県後期高齢者医療懇話会

## 提言にあたって

後期高齢者医療制度は、後期高齢者の医療費を国民全体で公平に支えるために平成20年4月に開始されたものである。制度開始から約16年が経過し、当制度を取り巻く環境は制度開始当初から大きく変化した。団塊世代が後期高齢者になり、急激に被保険者が増加する一方、若年世代の人口は減少し、超高齢社会が急速に進展している。

こうした中、社会保障制度を公平に支えあう仕組みを構築するため、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が令和5年5月に成立した。

当懇話会では、法改正を踏まえつつ、令和6・7年度の保険料率改定に関し、当事者である被保険者の代表や医療提供者などの立場から、4回にわたり議論を重ねてきた。この提言は、その結果を集約したものである。

## ●提言 令和6・7年度保険料率改定について

団塊世代が令和4年から75歳に到達し始めたことから、後期高齢者医療の被保険者数は急増している。制度開始時には約51万人であった県内の被保険者数は、令和5年12月末には、約107万4千人と倍増した。

また、被保険者数の増加と重なり、令和2年から続いていた新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う受診抑制が解消されつつあることから、後期高齢者に係る医療給付費は急増し、令和6年度は約9千億円、令和7年度は約9千5百億円を超える見込みである。

このように後期高齢者の医療給付費が増加する一方で、後期高齢者の医療費を財政面から支える現役世代の人口減少は加速し、現役世代の支援金は制度当初と比べ1.7倍となり、現役世代の負担が上昇している。

令和5年5月に成立した「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」では、この現役世代の負担上昇抑制を図ることなどを目的に、後期高齢者一人当たり保険料と現役世代一人当たり後期高齢者支援金の伸び率が同じになるよう後期高齢者負担率の算出方法の見直しを図られた。また、子育てを全世代で支援する観点から出産育児一時金に係る費用の一部を後期高齢者が負担する仕組みが導入さ

れるなどの改正が行われた。

改正に当たっては、均等割は改正に伴う増加が生じないようにするなど低所得者への配慮や、賦課限度額の引き上げは、2年かけて段階的に実施するとの激変緩和措置が設けられた。

しかしながら、超高齢社会が急速に進展し、後期高齢者に係る医療給付費の更なる増加が見込まれる中、社会保障制度を将来にわたり維持するためには、現役世代と後期高齢者との負担の公平性を保つための制度改正及び医療給付費の増加に伴う後期高齢者の負担増はやむを得ないと言わざるを得ない。

一方で、長期化する物価上昇など後期高齢者を取り巻く社会情勢は依然として厳しいことから、高齢者の生活への影響に配慮することが求められている。そこで、保険給付費支払基金（剰余金）については、インフルエンザの流行や高額新薬による医療給付費の急騰など不測の事態（短期的な財政リスク）に備えて最低限の額を確保した上で、最大限に活用する必要がある。

なお、今後、後期高齢者医療制度の安定的な運営に資するため、被保険者一人ひとりの健康保持増進と医療費の適正化を図ることがますます重要になる。懇話会の議論においては、健康寿命を延ばすことが医療費削減につながることから、保健事業を適切に実施するとともに、保健事業の拡大や被保険者が参加しやすい工夫をしてほしいとの意見もあった。

このような状況を踏まえ、次のとおり提言を行う。埼玉県後期高齢者医療広域連合においては、この提言を踏まえ、保険料率を適切に改定するとともに、適切な事業運営に努めていただきたい。

(1) 「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が施行され、後期高齢者負担率の算出方法の見直しや出産育児一時金に係る費用の一部を後期高齢者が負担する仕組みの導入など、保険料率上昇の要因となる制度改正が行われている。一方で、制度改正による保険料率の急激な上昇を抑制する激変緩和措置や、均等割は制度改正による増加は生じないようにするなど低所得者への配慮措置が講じられている。制度改正の趣旨や内容について、被保険者に十分に理解していただけるよう、市町村と連携し、丁寧に周知されたい。

(2) 被保険者の生活に与える影響に配慮するため、保険給付費支払基金（剰余金）については、短期的な財政リスクに対する備えとして必要となる最低限の額（23億円）を除き、保険料率の上昇抑制に活用することとされたい。

また、県に設置された財政安定化基金については、引き続

き、広域連合の予想外の財政不足などに対する備えとして、運用及び活用されたい。

(3) 被保険者数の増加により、今後も医療給付費の増加が見込まれる。将来の保険料率上昇を抑制するためにも、新たに作成する第3期高齢者保健事業実施計画に基づき、市町村と連携して高齢者保健事業を適切に実施されたい。

令和5年度 埼玉県後期高齢者医療懇話会 委員名簿

会 長 三田 一夫  
副会長 伊関 友伸

(令和6年1月18日現在)

選出区分	氏名	所属等
被保険者代表	君塚 明子	川口市
	浅野 俊二	深谷市
	篠原 敏夫	東松山市
	田中 孝之	さいたま市
	鈴木 正敏	和光市
	羽鳥 嗣郎	行田市
保険医又は 保険薬剤師 代表	廣澤 信作	一般社団法人埼玉県医師会副会長
	大島 勝	一般社団法人埼玉県歯科医師会副会長
	畑中 典子	一般社団法人埼玉県薬剤師会副会長
保険者代表	増尾 猛	健康保険組合連合会埼玉連合会常任理事
	榎原 章統	全国健康保険協会埼玉支部支部長
	清宮 さと美	さいたま市福祉局生活福祉部国保年金課長
有識者	三田 一夫	埼玉県保健医療部政策参与
	伊関 友伸	城西大学経営学部教授

## 令和5年度 埼玉県後期高齢者医療懇話会 開催状況

### 第1回

日時： 令和5年8月2日（水）

場所： 浦和合同庁舎別館1階 A会議室

議題： （1）令和6・7年度保険料率改定について  
（2）第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）案について  
（3）その他

### 第2回

日時： 令和5年11月22日（水）

場所： 浦和合同庁舎5階 第5会議室

議題： （1）令和6・7年度保険料率改定について  
（2）第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）案について  
（3）その他

### 第3回

日時： 令和5年12月13日（水）

場所： 浦和合同庁舎5階 第5会議室

議題： （1）令和6・7年度保険料率改定について  
（2）その他

### 第4回

日時： 令和6年1月18日（木）

場所： 浦和合同庁舎5階 第5会議室

議題： （1）令和6・7年度保険料率改定について  
（2）第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）案について  
（3）その他